

リリ

印務

確 認 事 項

警察庁丁国搜発第52号

法務省刑国第128号

外欧政策第4号

平成22年4月21日

警察庁刑事局組織犯罪対策部
国際捜査管理官

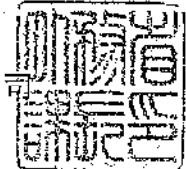
鶴 谷 明 翠



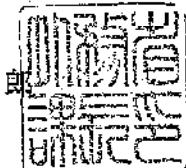
法務省刑事局国際課長
和 田 雅 樹



外務省歐州局政策課長
川 村 博



外務省国際法局条約課長
道 井 緑一郎



刑事に関する共助に関する日本国と歐州連合との間の協定（以下「日・EU
刑事共助協定」という。）の締結に当たり、我が国が同協定上の請求国となる
場合における警察庁及び法務省と外務省との間の関係について、警察庁、法務
省及び外務省は、下記のとおり確認する。

記

1. 警察庁及び法務省は、協定に基づき歐州連合加盟国の中中央当局に対し共助の請求を行うに当たり、当該歐州連合加盟国のが国大使館の職員又は歐州連合日本政府代表部職員による支援その他の支援を外務省に要請する必要があると認める場合には、日・EU刑事共助協定第5条1に従って当該歐州連合加盟国の中中央当局に通報する事項を、同中央当局への通報に先立ち、外務省に通報するものとする。
2. 警察庁、法務省及び外務省は、我が国からの共助の請求が外交関係に影響を及ぼし得ると認められる場合には、警察庁及び法務省において、歐州連合加盟国の中中央当局に当該共助の請求を行うに当たり、当該共助の請求に係る支援を外務省に要請することになるであろうとの認識を共有する。
3. 外務省は、刑事に関する共助においては迅速性が極めて重要であることにかんがみ、警察庁及び法務省が行う共助の請求に係る支援その他の協定の実施に係る事務を速やかに行うものとする。

外
務